資料 5

政務活動費使途基準表の見直しについて
（国外調査の旅行雑費の取扱い）

1　概　要

・ 現在、本市議会の政務活動費の使途基準表において、国外調査費は実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができるとしている。ただし、そのうちの旅行雑費については認めていない。
（議員の公務出張においては旅行雑費の支給あり）

・ 今年度、政務活動費の使途調査業務委託をした公認会計士から、旅行雑費について認めても差し支えないと思う、との提案があった。

・ ついては、政務活動の国外調査費における旅行雑費の取扱いについて、ご検討いただくもの。

2　旅行雑費とは

外国旅行特有の出費に充てるため支給される旅費。熊本市職員等の旅費に関する条例に基づき定めた「外国旅行の旅費に関する取扱要綱」では以下を規定。

・予防注射料
・旅券（パスポート）交付手数料
・査証（ビザ）手数料
・ESTA 申請料
・入出国税
・旅客サービス施設使用料
・旅客保安サービス料

3　公認会計士からの報告書　～抜粋～

旅行雑費には、旅客サービス施設使用料など出国するために必要な費用なども含まれています。熊本市の職員が行う海外旅行の旅費では認められており、同等の取扱いに変更しても差支えがないものと思われます。

4　指定都市の状況

・政務活動の国外調査に伴う旅行雑費について、

◎　認めている都市　９市
○　規定はないが実績がある都市　４市
△　規定はなく実績もない都市　１市

旅券(パスポート)交付手数料を明確に認めている都市　７市

×　認めていない都市　６市

5　旅行雑費の取扱い案

国外調査費（現在）	（改正案）	
・実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができる。ただし、旅行雑費は除く。	→案１	・実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができる。
	→案２	・実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができる。ただし、旅券交付手数料は除く。
	→案３	改正なし

6　規程の改正　施行日案（見直す場合）

・令和３年４月１日（熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程）